

制定 平成25年3月27日 原規広発第130327001号 原子力規制委員会決定
改正 平成26年2月28日 原規広発第1402286号 原子力規制委員会決定

平成25年度原子力規制委員会事後評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定に基づき、原子力規制委員会政策評価基本計画（平成25年1月9日原子力規制委員会決定）を踏まえ、平成25年度原子力規制委員会事後評価実施計画を下記のとおり定める。

1. 計画期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間とする。

2. 計画期間において事後評価の対象とする政策

原子力規制委員会が行う主要な政策のすべてを対象とし、共通の方針を有する施策のまとまりを単位として実施する。具体的には、原子力規制委員会の政策体系（平成25年1月9日原子力規制委員会決定）に定める「施策目標」を対象とする。

3. 事後評価の実施方法等

（事前分析表の作成）

- ① 政策の所管課室等は、評価対象の施策目標ごとに別紙1の様式により平成25年度実施施策に係る事前分析表を作成する。政策評価・広聴広報課は、事前分析表を取りまとめて公表する。

（評価書の作成）

- ① 政策の所管課室等は、平成24年度実施施策について、その達成状況を可能な限り客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて評価を行う。評価の結果を、評価対象の施策目標ごとに別紙2の様式による評価書（案）として作成する。
- ② 長官官房総務課は、評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議、決定を経て、8月を目途に評価書を公表する。
- ③ 評価書に対し、メールフォーム等を通じて国民から寄せられた意見・要望については、関係する課室等で適切に活用する。
- ④ 評価の結果は、平成26年度の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。長官官房総務課は、評価結果の政策への反映状況について審査し、必要

に応じて政策の所管課室等に対して意見を述べる。